

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 北川 泰隆 様		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
あて名 〒918-8021 日本国福井県福井市門前2丁目608番地2		発送日 (日.月.年) 28.08.2018	
出願人又は代理人 の書類記号 18814SEZ10		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2018/026482	国際出願日 (日.月.年) 13.07.2018	優先日 (日.月.年) 09.08.2017	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. B29C59/04(2006.01)i, B31F1/07(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) セーレン株式会社			

<p>1. この見解書は次の内容を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"><input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎<input type="checkbox"/> 第II欄 優先権<input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成<input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如<input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明<input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献<input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥<input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 <p>2. 今後の手続</p> <p>国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。</p> <p>この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。</p> <p>さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。</p>

見解書を作成した日 13.08.2018			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) ▲高▼橋 理絵	4R 5797
		電話番号 03-3581-1101 内線 3469	

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
 - 出願時の言語による国際出願
 - 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。
 - a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式
 - 紙形式又はイメージファイル形式
 - b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
 - c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (PCT規則13の3.1(a))
 - 紙形式又はイメージファイル形式 (PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)
4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	5	有
	請求項	1-4, 6-8	無
進歩性 (IS)	請求項		有
	請求項	1-8	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-8	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

- 文献1：JP 2007-261202 A (富士フイルム株式会社)
2007.10.11, [特許請求の範囲], [0025] - [0062], [図1]
(ファミリーなし)
- 文献2：JP 2007-98742 A (コニカミノルタオプト株式会社)
2007.04.19, [特許請求の範囲], [0020] - [0057],
[図1] - [図3] (ファミリーなし)
- 文献3：JP 55-111224 A (ザ・プロクター・エンド・ギャンブル・カンパニー)
1980.08.27, 第6頁右上欄第5行-第20行, 第1図
& US 4272473 A 第4欄第13行-第41行, 図1
- 文献4：JP 2009-50538 A (花王株式会社) 2009.03.12, [図4]
& US 2010/0249740 A1 & EP 2189562 A1 [図4]

請求項1-4, 6-8に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1に対し新規性及び進歩性を有しない。

文献1には、樹脂シートの製造装置、及び製造方法が記載され、ニップローラ（第一バックアップロール）、型ローラ（エンボスロール）、剥離ローラ（第二バックアップロール）、補助ローラ（接触部）を備えることが記載されている。また、補助ローラは、第3位置、第4位置にそれぞれ設けられていることが見て取れる。また、ニップローラ、型ローラ、剥離ローラは、温度調節手段（加熱部）を備えることが記載されている。また、バックアップシート（長尺の基材）上に樹脂材料を供給して凹凸形状を転写させる方法が記載されている。

そうすると、請求項1-4, 6-8に係る発明と、文献1に記載された発明とは同等である。

(補充欄有り)

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

請求項 1 - 4, 6 - 8 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 2 に対し新規性及び進歩性を有しない。

文献 2 には、凹凸パターンフィルムの製造装置、及び製造方法が記載され、クラウンロール（第一バックアップロール）、エンボスロール（エンボスロール）、ガイドロール（第二バックアップロール）、支持部（接触部）を備えることが記載されている。また、図 2 より、支持部は、第 3 位置、第 4 位置にそれぞれ設けられていることが見て取れる。また、クラウンロール、エンボスロール、ガイドロールには、温度調節機構（加熱部）を備えることが記載されている。また、透明樹脂フィルム（長尺の基材）に凹凸パターンを形成させる方法が記載されている。

そうすると、請求項 1 - 4, 6 - 8 に係る発明と、文献 2 に記載された発明とは同等である。

請求項 5 に係る発明は、文献 1, 文献 2 及び国際調査報告で引用された文献 3, 文献 4 により進歩性を有しない。

文献 1, 文献 2 には、装置がさらにガイドロールを供えることまでは明記されていない点で請求項 5 に係る発明と相違するものの、長尺なシートをエンボス加工装置に導入する際に、ガイドロールを設けることは例えば文献 3, 文献 4 に記載されているようによく知られているから、シートの導入性を考慮して第 1 バックアップロールの前にガイドロールを供えることは当業者が容易に想到し得たことであり、その際、ガイドロールの位置を最適化することは当業者が通常行うことである。